

教育勅語暗記についての調査研究

鈴木 理 恵

Survey about the memorizing of *Kyoiku Chokugo* (The Imperial Rescript on Education)

Rie SUZUKI

1 調査の目的

教育勅語についての研究は、成立史、批判史、解釈史、国際関係史の観点から進められてきた¹⁾が、研究が成立過程に集中しているために成立期の状況が敗戦まで一貫して続いたかのような印象を与えるという批判²⁾がある。この問題を克服するためのひとつの試みとして本研究をおこなう。特に教育勅語の教育の実態面を明らかにすることを目的とする。実態についてはこれまで研究の対象にならなかった。戦前・戦中の教育経験者が多く生存しているために教育勅語の経験を同時代人として共有しているとの認識が我々にあったことや、研究者自身が経験したことを研究として対象化しえなかったこと、などが原因しているだろう。今後、教育勅語を経験した人びとは減る一方である。研究を通してその経験を残すことは重要であろう。

従来、当時の様子を知る手がかりは作家や研究者などによって書かれた自伝や回想記であった。金田一春彦、綿引まさ、深谷昌志、山中恒、田中克彦、丸木俊、大岡昇平、溝上泰子、岡野薫子、竹内途夫等³⁾の文章からわかることは、①重々しい雰囲気の中で教育勅語が読まれ児童はそれを謹聴した、②児童は勅語の意味を理解していなかった、③児童は勅語を暗記あるいは暗写した、④勅語の扱いには注意が払われた、⑤勅語にまつわる噂話が流布していた、などである。戦後生まれの世代は諸氏の断片的な文章を読んで、そんなものだったのか、と納得するより仕方ないのが現状である。その結果、「児童たちは、意味も理解できないまま、ただただ暗記を強いられていた」というような理解をしている人は少なくないであろう。そして学校が子どもたちに暗記を強要するのに罰を使ったとして「児童にとって、勅語の学習は罰の恐怖を背景としたものだった」⁴⁾とも述べられる。このような記述が教育勅語に対するイメージを画一化させているのではなかろうか。

本研究では、学校における教育勅語の教育のありようを、明治末から昭和20年までの小学校教育を体験した人びとへのアンケート調査および聞き取り調査にもとづいて解明し、従来の教育勅語の教育に対する画一的な捉え方を再検討する。

2 アンケート用紙について

本アンケート調査をおこなった直接の目的は、教育勅語の暗記と意味理解の関係を明らかにすることにある。教育勅語を体験した諸氏が当時を回想して勅語の意味がわからなかったと述べ、「どういう意味であるか理解できなくても、なんとなく有難いものだという

感情を子どもたちに持たせるようにすることこそ、為政者の狙うところであった⁵⁾といわれる一方で、勅語が「戦前における国民道徳の形成に大きな役割を果たした」⁶⁾とか「教育勅語」を軸にして「忠君愛国」の精神を児童・生徒に徹底的に植えつけた皇民化教育が展開された⁷⁾と書かれる。しかし、これらのことは矛盾しているように思われる。

教育勅語の意味がわからなければ子どもたちは勅語を内面化できなかったであろう。教育勅語を内面化せずその精神であるところの忠君愛国の念を抱くことなどできたのであろうか。実際に子どもたちが教育勅語の意味を理解していなかったとすれば、教育勅語の役割は過大評価されてきたことになるのではないか。

アンケート用紙はB4の紙2枚である。調査の趣旨を説明した文章に続けてアンケートをのせた⁸⁾。紙幅の関係で体裁は変えている。

「教育勅語」についての調査のお願い

1 教育勅語について

「教育ニ関スル勅語」(略して教育勅語)は、1890(明治23)年に発布されました。明治時代初めからさかんになっていた自由民権運動による民主主義思想の展開をおさえるために出されたといわれています。明治政府は、教育勅語の謄本を全国の学校に配布し、学校教育の基本としました。特に、当時就学率が上昇傾向にあった小学校は教育勅語の普及に大きな役割を果たしました。子どもたちは、教育勅語の暗記・暗写や教育勅語への最敬礼を通して忠君愛国の念を強めました。

参考までに、次頁に教育勅語の全文を掲げました。(教育勅語全文省略)⁹⁾

2 調査の目的

教育勅語は読みも意味も難しく、当時のすべての小学生が理解していたとは思えません。理解していなかったのに、忠君愛国の念を抱くことができたのだろうかという疑問も出てきます。このことについては、教師からの圧力により、あるいは、教育勅語への拝礼などの動作の反復により、子どもたちは知識よりも感性の面で天皇への畏敬の念を植えつけられたという指摘もあります。

いまどきの考え方からすれば、意味を理解しないまま暗記させるのは不合理なやり方に思えます。実際にどのような教育がおこなわれていたのでしょうか。敗戦から50年が経ちました。戦前・戦中の教育を受けてこられた人びとは少なくなりつつあります。今のうちに、みなさんのご意見をきかせていただき、教育勅語とは何だったのか、どのような役割を果たしたのか、明らかにしたいと考えます。

本調査は、以上のような趣旨にもとづきおこなうものです。調査結果は、貴重な資料として研究に使わせていただきます。アンケートはすべて統計的に処理いたしますので、お答えくださった方にご迷惑をおかけすることはありません。

どうか、ご協力をお願いいたします。(以下連絡先等省略)

「教育勅語」アンケート

小学校時代の、教育勅語との関わりについてお尋ねします。

「小学校」とは、尋常小学校、国民学校初等科を指します。

あてはまるもの①②…に○印をつけ、 線上に必要な数字を書いてください。

1. 性別 【 ①男, ②女 】
2. 生まれた年 【 ①明治, ②大正, ③昭和, 年】
3. 満年齢 【 満 歳】
4. 小学校時代を過ごしたのは
【 ①明治, ②大正, ③昭和, 年】ごろから,
【 ①明治, ②大正, ③昭和, 年】ごろまで,
5. 小学校時代を過ごしたのはどこですか、都道府県名でお答えください。(複数ある場合は、もっとも長く過ごした場所についてお答えください。)

た例もわずかながらあった。調査の時期と回収したアンケート用紙およびレポート（教育勅語と修身に関する聞き取り調査の報告）の枚数は以下の通りである。

(予備)；1993年12月依頼，1994年1月回収	アンケート256枚，レポート268枚
第1回；1994年7月依頼，9月回収	アンケート129枚，レポート122枚
第2回；長崎市在住者へのアンケート用紙郵送による依頼 1994年9月依頼，9～11月回収	アンケート408枚
第3回；1994年12月依頼，1995年1月回収	長崎大学；アンケート273枚，レポート264枚 山口大学；アンケート93枚
第4回；1995年7月依頼，9月回収	アンケート93枚，レポート92枚
第5回；1995年12月依頼，1996年1月回収	アンケート259枚，レポート268枚
第6回；佐世保市在住者へのアンケート用紙郵送による依頼 1996年4月依頼，4～5月回収	アンケート454枚
第7回；1996年7月依頼，9月回収	アンケート377枚，レポート361枚
(参考)；奉安殿に関するアンケート 1997年7月依頼，9月回収	アンケート409枚，レポート390枚

以上7回中5回の調査で，長崎大学生から1131枚，山口大学生から93枚の提出があり，大学生への調査依頼によって得られたアンケート回答は合計1224枚となった。アンケートとともに提出されたレポートは，1994年1月（予備）と1997年9月（参考）に提出されたものも含めて1765枚となった。レポートは回答者の生年別に整理し番号を付した¹¹⁾。

アンケート用紙郵送による調査は，1994年9月に長崎市で，1996年4月に佐世保市でおこなった。1994年の調査では，選挙人名簿から抽出した「長崎市在住の60歳以上の男女」1100名にアンケート用紙を発送した。その内訳は，60～69歳が400名，70～79歳が400名，80歳以上が300名で，それぞれの年齢枠のなかでの抽出は無作為におこなわれた。有効回答数408，回収率37%であった。1996年調査では，「佐世保市在住の62歳以上の男女」1100名にアンケート用紙を発送した。その内訳は，62～69歳が400名（男女200名ずつ），70～79歳が400名（男女200名ずつ），80歳以上が300名（男140名，女160名）で，それぞれの年齢男女枠のなかでの抽出は無作為におこなわれた。有効回答数454，回収率41%であった。選挙人名簿から抽出した対象者にアンケート用紙を郵送する方法によって得られた回答は合計862枚となった。

本研究は，以上のようにして集めた2086枚のアンケート用紙の集計結果と1765枚の聞き取りレポートを資料としておこなう。

3-2 アンケート調査結果の史的価値の問題

(1) 教育史研究における質問紙調査法

質問紙による教育の実態調査は，乙竹岩造による寺子屋の師匠や寺子であった故老を対象とした寺子屋教育の調査（大正4年～6年）¹²⁾，海後宗臣による明治初年小学校に在学した人々を対象とした明治時代初等教育の調査（昭和5年）¹³⁾などの規模の大きいものから，扇田博元による西条教育の実態調査（昭和52年～53年）¹⁴⁾，前田一男による東金国民学校における戦時下教育の調査（昭和58年～59年）¹⁵⁾にいたるまで，教育史研究の有効な手段として使われてきた。

しかし，このような方法に問題がないわけではない。実態調査とはいっても，その実態とはすでに過去になったもので人の記憶のなかにあるのだから，「想起された実態」調査

にならざるを得ない。回答者の記憶に残っていなければ実態としては浮かび上がってこない。また、記憶にあいまいな点がある場合には調査結果の信憑性が低くなる。50年以上以前のことであるから、人びとの記憶が薄れていることは否めない。さらにやっかいなのは、過去をいかに認識しているかによって、記憶と実態とがずれる可能性があり、「再構成された実態」調査となってしまう。この場合にはいわば史料批判が必要になってくるだろう。しかしそういった史料批判の方法は確立されていない。これらのことから、本研究は、その結果のなかに当時の実態を示す面以外に当時の教育に対する人びとの現在の認識を示す面が入り込む危険性があるという問題を抱えている。

ただ、木下秀明による研究はひとつの救いを与えてくれる。木下は陸軍戸山学校体操課程修了者に対する質問紙調査の集計結果のなかで、史実との照合可能なものについて検討した結果、「調査結果と史実との関係は、問題の性質によってそれぞれ異なるけれども、全般的にみて、調査結果には何らかの意味での史実の反映が認められる。したがって、質問紙による口碑史料の調査結果については、かなりの信頼性を期待することができる」¹⁶⁾として、質問紙による口碑史料の調査の有効性を説いている。

(2) 方法上の問題

本研究では大学生にアンケート調査を依頼する方法（面接方式）と対象者にアンケート用紙を郵送する方法（送付方式）と二通りの方法をとったため、方法の違いが結果に影響を及ぼすのではないかという不安があった。そこで面接方式と送付方式で結果を比べてみると次のような問題点がみつかった。まず、全体にわたって送付方式のほうが「無記入」の割合が高い。差が5%以上あった質問項目について示すと次のようになる。

	Q 7	Q 7 - 1	Q 7 - 2	Q 7 - 4	Q 7 - 5	Q 9
面接	2.9%	11.4%	10.9%	10.4%	10.7%	1.2%
送付	8.8%	17.9%	17.7%	19.4%	17.2%	7.4%

また、面接方式と送付方式では選択肢の選び方に違いがあり、なかにはQ 6とQ 7のように大きな差がみられるものがある。Q 6では③「毎日の勅語への拝礼」について面接方式29.4%と送付方式18.1%となった。Q 7では④「全文を暗記しただけでなく、何も見ずに全文を書くこともできた」について面接方式21.4%と送付方式9.7%となった。どちらも10%以上の開きがある。

Q 6	①	②	③	④	無記入	総計		
面接	88.1%	69.4%	29.4%	2.6%	0.0%	189.5%		
送付	87.2%	64.6%	18.1%	2.6%	0.2%	172.7%		
Q 7	①	②	③	④	⑤	⑥	無記入	総計
面接	21.4%	57.8%	10.5%	5.7%	1.1%	0.5%	2.9%	100.0%
送付	9.7%	59.3%	12.8%	8.2%	1.0%	0.1%	8.8%	100.0%

これらの違いの生じた理由として考えられることは、回答者がアンケート調査に慣れていない場合あるいは回答者にとってわかりにくい質問があった場合、面接方式であれば調査者が回答者に対して調査や質問の趣旨を説明して回答を促していけるが送付方式では回答者任せになってしまうこと、面接方式の場合調査者には聞き取り調査も依頼してあるので回答者は調査者との会話のなかで小学校時代のことを思い出しやすいが送付方式では想起の手助けをする人がいないということなどである。また、対象者たる母集団の違いも結

果に影響を与えているかも知れない。面接方式の回答者はそのほとんどが長崎大学教育学部学生の親類であるという共通項をもっている。教員を目指す大学生の親類にはやはり教員経験者が多い。そういう意味では一般の無作為の母集団とは異なると言わざるを得ない。

(3) 教育勅語観の問題

堤克彦は、高校生の聞き書きレポートをもとに教育勅語体験者の勅語観を賛美型・部分肯定型・否定型・無関心型の4タイプに分け、部分肯定型が一番多いと書いている¹⁷⁾。教育勅語が歴史認識に関わるデリケートなテーマであるだけに、本調査においても回答者の勅語観や本調査に対する受け取り方はさまざまであった。回答者によっては本調査に教育勅語批判のニュアンスを感じ取ったようである。それでもアンケートに回答しているのは、調査者と回答者の密な人間関係があったからである。調査の趣旨には賛同できないが孫の頼みだから答えてやろう、といった動機の回答者は少なくなかろう。それに比べて送付方式では、対象者が調査の趣旨を読み違えた場合調査に協力する動機づけはない。本調査(面接方式)でも堤が提起した4タイプの勅語観がみられ、部分肯定型が最も多かったように思われる。これらに加えて忌避型とでもいおうか、教育勅語について思い出したくないからアンケートへの回答を拒否する、あるいは聞き取り調査に非協力的という例があった¹⁸⁾。

4 回答者の分析

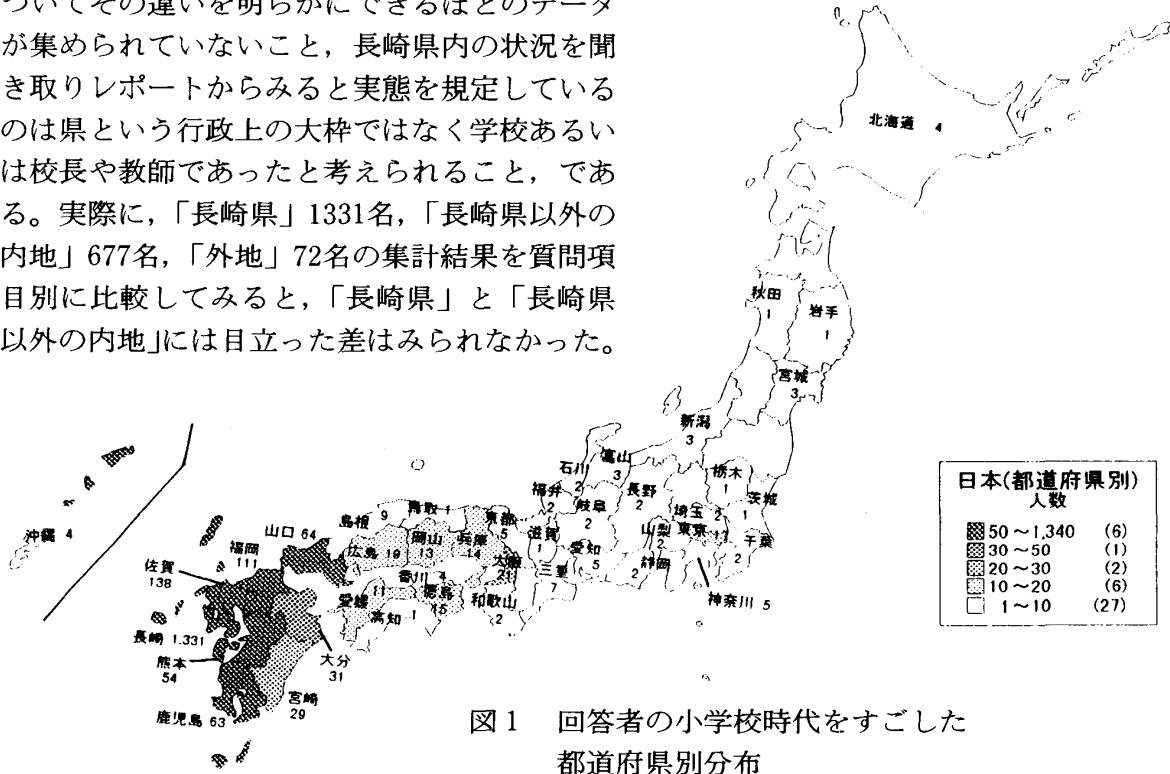
回答者の年齢・性別は表1のようになった。女性が52.4%で男性に比べて5ポイントほど多くなった。年齢については、便宜上1996年時に換算している。57歳から99歳まで43年の幅がある。最も多かったのは1923年生まれで123名、ついで1922年生まれの115名、1924年生まれの109名である。最も少ないのは1897年・1898年・1939年生まれで各1名であった。このようにサンプルの年齢別個数に開きがあるので、データ化する際には、表1のような5歳きざみの枠を利用した。

表1 回答者の年齢・性別の構成

年齢枠	無記入		男性		女性		総計	
57-65歳	0	0.0%	171	8.2%	131	6.3%	302	14.5%
66-70	2	0.1%	217	10.4%	248	11.9%	467	22.4%
71-75	1	0.0%	253	12.1%	289	13.9%	543	26.0%
76-80	3	0.1%	161	7.7%	233	11.2%	397	19.0%
81-85	6	0.3%	133	6.4%	143	6.9%	282	13.5%
86-99	0	0.0%	45	2.2%	50	2.4%	95	4.6%
総計	12	0.6%	980	47.0%	1094	52.4%	2086	100.0%

長崎県を拠点として本調査をおこなったために、全体の約64%にあたる1331名が長崎県で小学校教育を受けていた。677名は長崎県外の内地である。計2008名をそれぞれの小学校時代を過ごした都道府県別に分ければ図1のようになる。42の都道府県に及んでいるが、九州地方に偏る傾向は避けられなかった。残りの78名中72名は外地の小学校の教育を受けた人びとであり、その内訳は朝鮮39名、中国(満州・大連など)19名、台湾12名、サイパン1名、フィリピン1名である。なお、無記入が6名である。

本研究では、基本的に地域の違いを考慮にされない。理由は、長崎県以外の41の都道府県についてその違いを明らかにできるほどのデータが集められていないこと、長崎県内の状況を聞き取りレポートからみると実態を規定しているのは県という行政上の大枠ではなく学校あるいは校長や教師であったと考えられること、である。実際に、「長崎県」1331名、「長崎県以外の内地」677名、「外地」72名の集計結果を質問項目別に比較してみると、「長崎県」と「長崎県以外の内地」には目立った差はみられなかった。



内地（「長崎県」と「長崎県以外の内地」）と「外地」ではQ7-1, Q7-2, Q7-4, Q10, Q11, Q11-1などの質問項目で差が開いた。たとえば、Q7-1で教育勅語を暗記した学年を尋ねたのに対して、内地では3年生から5年生にかけて暗記した人の割合が徐々に増えているのに対して、「外地」では5年生で暗記した人の割合が高い。

Q7-1	3年生	4年生	5年生	6年生
長崎県	15.9%	20.6%	27.3%	10.8%
長崎県以外の内地	16.2%	19.8%	27.8%	12.3%
外地	11.1%	13.9%	36.1%	12.5%

Q10で教育勅語の意味を誰かに聞いたことがあるか否か尋ねたのに対して、「外地」では内地に比べて家族から聞いたとか教科書で知ったという割合が高い。

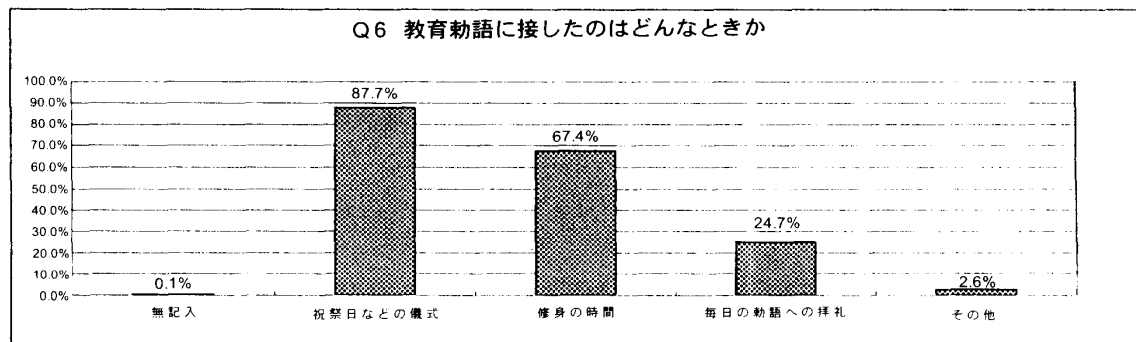
Q10	校長から	教師から	教科書で	家族から
長崎県	12.4%	61.6%	22.6%	7.2%
長崎県以外の内地	18.5%	62.8%	23.5%	9.2%
外地	18.1%	54.2%	37.5%	13.9%

このような違いが、内地と「外地」の教育のあり方の違いを反映したものなのか、72という絶対数の少なさが原因で生ずるものなのかはわからない。教育勅語教育の内地と外地の違いという問題は、今後の課題とする。

5 結果

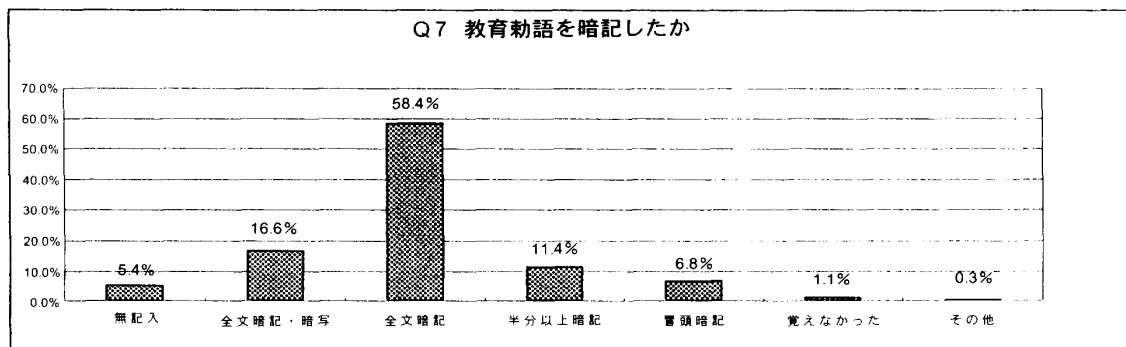
本稿では各質問項目の単純集計結果のみを扱い、詳しい分析や考察は別稿にゆずる。

Q6：教育勅語に接した機会を尋ねた。教育勅語といっても、謄本であったり、校長の読む声であったり、教室にかざられた額縁の中の物であったり、時や場によって接する対象である勅語の具体的な形は違うが、ここではすべて含めたものとして扱う。複数回答可能な項目なので総計は182.6%となった。「祝祭日などの儀式」（以下「祝祭日」）がもっとも多く9割近くを占め、「修身の授業時間」（以下「修身」）も7割近くになっている。「毎日の勅語への拝礼」（以下「毎日」）とは、登下校や朝会の際に奉安殿（に安置されていた教育勅語）に向かって拝礼したことを指す。子どもたちが教育勅語に接する頻度からいえば、むしろ「毎日」、「修身」、「祝祭日」の順になるはずだが、結果は全く逆になっている。「毎日」のことであればより印象に刻まれやすいと思われたのだが、この選択肢を選んだ人の割合は意外に少ない。この点については、1997年におこなった奉安殿に関する調査結果をもとに別稿で考察するとして、ここでは日常的な奉安殿への拝礼よりも晴れの日である儀式的なかでの教育勅語謹聴が子どもたちにとってより印象深かったことがこのような結果をもたらしたのではないかという見通しを示すにとどめる。



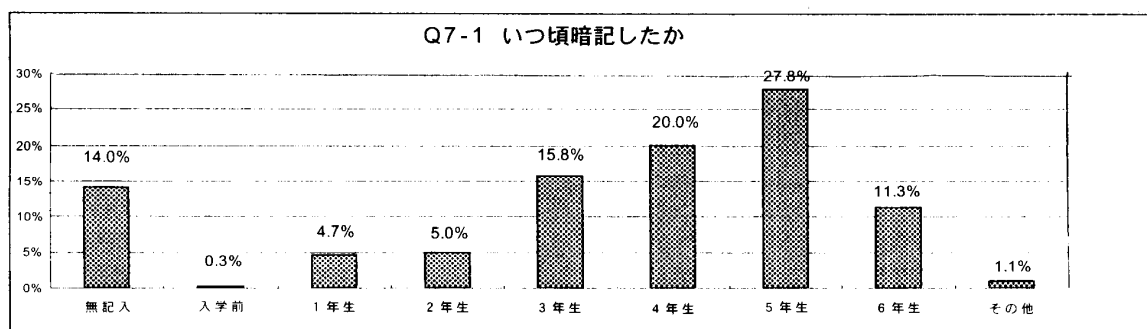
複数回答可能だが、単一選択の回答者もいる。「祝祭日」のみを選択した人の割合は24.7%、「修身」のみは7.0%、「毎日」のみは2.5%であった。複数回答した人の選択肢の組み合わせと割合をみると、「祝祭日」・「修身」が41.4%で最も多く、「祝祭日」・「修身」・「毎日」が15.7%、「祝祭日」・「毎日」が4.3%であった。「その他」には朝会や国語の時間があがった。

Q7：小学校時代に教育勅語を暗記した割合は、「全文暗記・暗写」が16.6%、「全文暗記」が58.4%で、計75.0%が全文を暗記していたと答えている。「半分以上暗記」したという

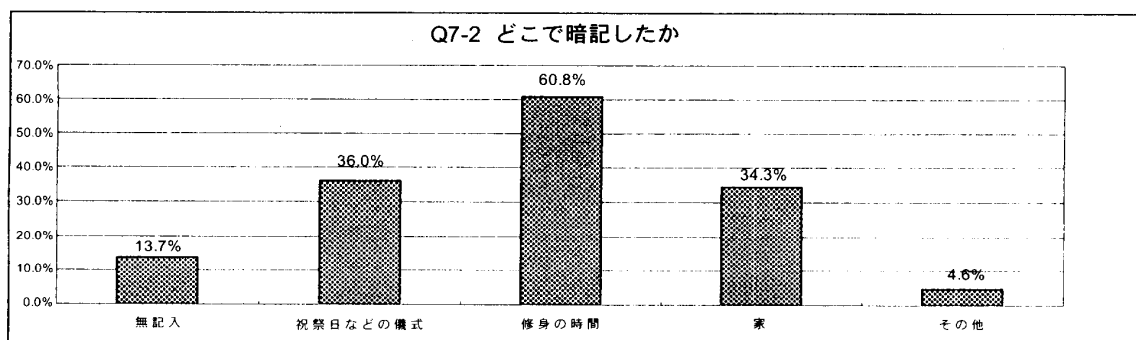


11.4%の人を含めて、以下7-1から7-5までの質問に答えてもらった。暗写した人は16.6%にすぎないが、これは暗写が女学校や高等小学校で課され、尋常小学校では暗写まで要求されることが少なかったためであろう。綿引まさは「お勸語は三年生までに暗誦させられ」「四年生になると、さらに見ないで書けないといけなかった」¹⁹⁾と書いているが、16.6%はこのように早くから暗写をさせられた人たちであろう。

Q7-1 ; 教育勸語を暗記した学年を尋ねた。2年生までに暗記した人が1割いるが、おおかたは3年生から暗記したようで、5年生になると大部分の人が暗記し終わっていたことがわかる。国定修身教科書では教育勸語の本文は4年生用以降に登場する。3年生以前に暗記した25.8%の人たちは教科書とは関係なく暗記したことになる。



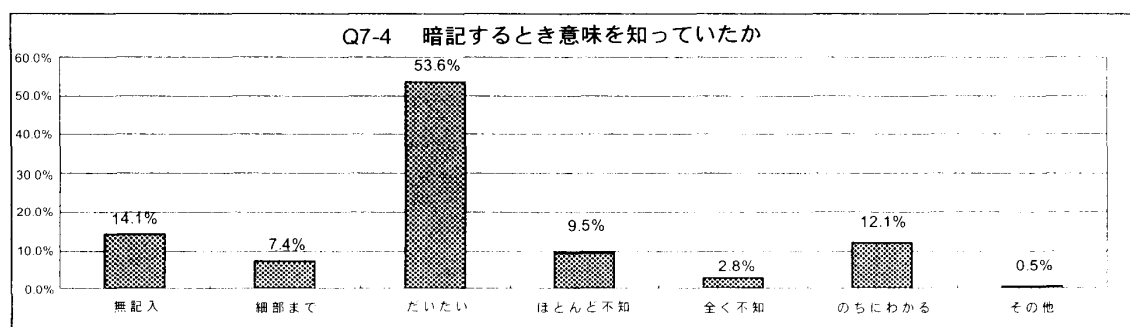
Q7-2 ; 教育勸語を暗記した場についての質問である。複数回答可能な項目なので総計は149.5%となった。「修身」に暗記した人の割合が6割におよんでいる。「祝祭日」は36.0%、「家」は34.3%となっている。複数回答の組み合わせと割合は「祝祭日」・「修身」が最も多く14.0%、「修身」・「家」が11.6%、「祝祭日」・「修身」・「家」が8.7%である。「祝祭日」のみを選択している割合は10.0%、「修身」のみは25.1%、「家」のみは10.1%であった。祝祭日などの儀式は1年間に数える程度しかなかったが、1割の人はこの限られた機会に暗記したということになる。「その他」4.0%には始業前、休み時間、登下校の途中、などが含まれる。登下校の途中に覚えるとは、「学校帰りに一種の歌をうたうように口ずさんでいた」(00129)とか「宿題で覚えてくるように言われた時は道々学校の行き帰りに友達と口々大きな声で言いながら歩いていた。歌を覚えるのと同じような感じで覚えていた」(2136)といった具合である。



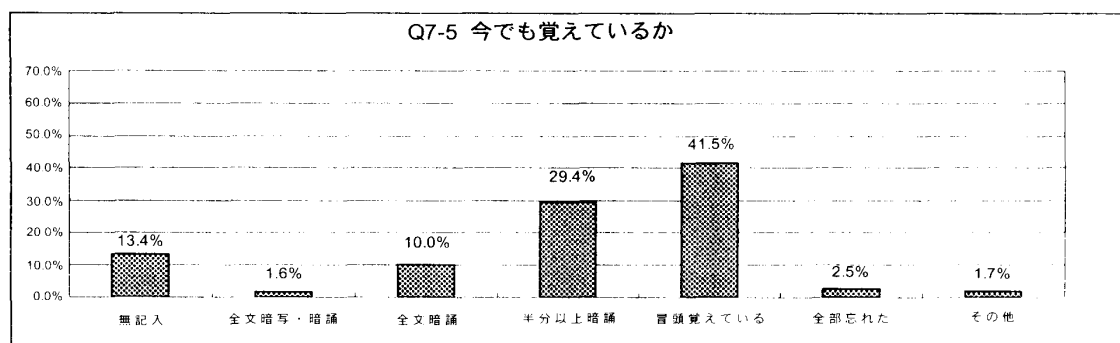
Q7-3 ; 暗記の主な方法について尋ねた。複数回答している回答者がいたので総計は121.6%となった。「声に出して読んで覚えた」(読み覚え)が63.5%で最も多く、「校長や教師が読むのを聞いているうちに覚えてしまった」(聞き覚え)が32.1%、「何度も書いて

覚えた」(書き覚え)が10.5%であった。複数回答の組み合わせと割合は、「聞き覚え」・「読み覚え」が11.7%、「読み覚え」・「書き覚え」が5.5%であった。「聞き覚え」のみは18.4%、「読み覚え」のみは44.1%、「書き覚え」のみは3.1%に過ぎなかった。

Q7-4；教育勅語を暗記するときその意味を理解していたか尋ねたところ、7.4%が「細かい部分まで意味を知っていた」と答えている。「細かい部分の意味は知らなかったが、だいたいの意味はわかっていた」という答えは53.6%となった。「だいたいの意味」という表現は抽象的で、その捉え方は回答者によって異なるだろう。「勅語文中の「天壤無窮」「拳々服膺」「御名御璽」の意味を理解していましたか」といったように具体的に語句を指定して質問した方がよいという批判もあろうが、50年以上隔たった昔日に関してそこまで詳細に尋ねることに意味があるとも思えない。また、たとえ調査者が詳細な質問を設定し回答者が詳細に答え得たとしても、回答者が理解していた意味がどういったレベル(教育勅語の解釈書、教科書等のレベル)のものかという問題が生じ、ことは複雑になっていくばかりである。本調査では回答者の6割が少なくとも「だいたいの意味」を理解していたと認識していることを重視したい。ただし、これらの人々が教育勅語を内面化していたかどうかは別問題である。いっぽう、「ほとんど意味を知らなかった」と「全く意味を知らなかった」と「暗記するときには意味を知らなかったが、のちにわかった」を合計すると24.4%が意味を理解していなかったことになる。これらの数字を高いとみるか低いととらえるかは勅語暗記と意味理解の問題の本質部分であるので、別稿で考察をおこなう。



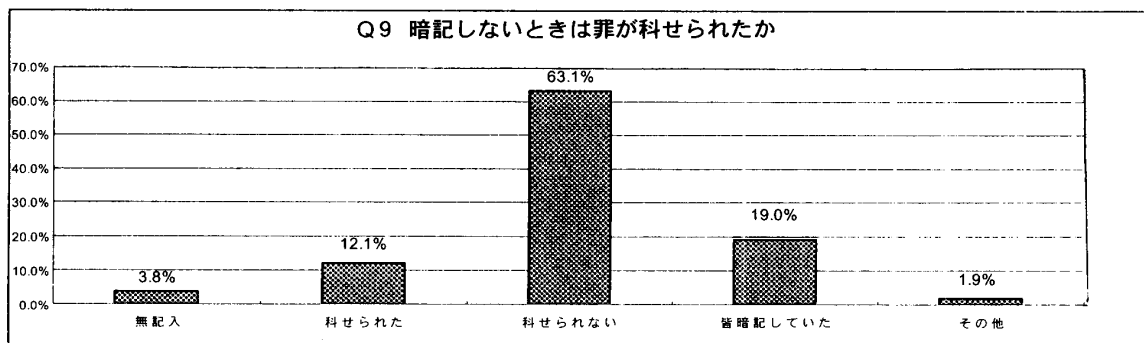
Q7-5；今でも教育勅語を覚えているかという質問に対して、全文暗写・暗誦できると答えている人はわずか1.6%である。山中恒は「私自身いまだに教育勅語の全文を暗記しているし、旧漢字歴史的仮名遣いでその全文を書くこともできる」²⁰⁾と、山住正己は「世々厥ノ美ヲ……」の「厥」の字を忘れかけていたが、その他は一字一句間違いなく書け



る」²¹⁾と書いているが、山中や山住のような人は例外的であることがわかる。1割の人がいまでも全文を、3割近くが半分以上を暗誦できると答えていて、教育勅語の影響力の大きさを窺わせるが、このなかには小学校卒業後教育勅語の文章を思い出す機会をもってきた人も少なくないであろう。回答者の中には、「教育勅語は今では一人では言えないけれど老人会の旅行に行くと男の人たちは決まって宴会の時に言い始める」(1619)と話す人や、現在でも教育勅語を玄関や床の間に飾ってあるという人もいた。

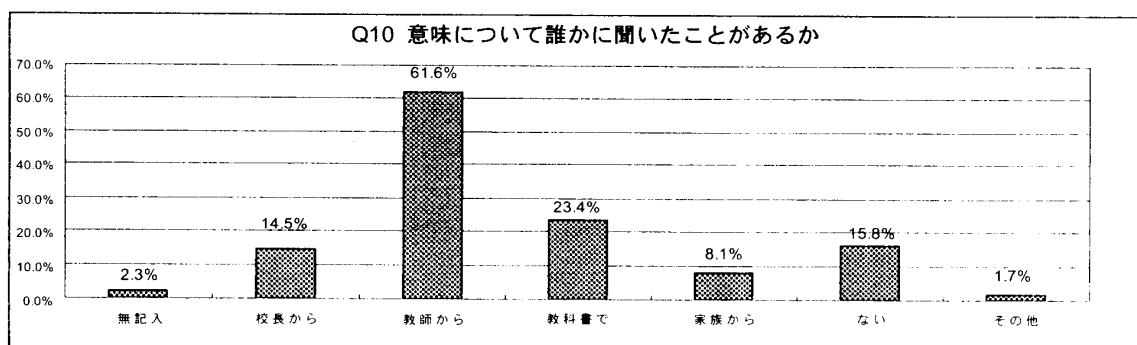
Q 8 ; 教育勅語を暗記するように言われたかどうか尋ねた。複数回答者がいたために総計は106.2%となった。勅語を暗記するように「校長や教師から言われた」人は71.9%に及んでいる。「家族から言われた」割合は7.0%、「誰からも言われなかった」が22.2%いた。複数回答の組み合わせと割合は、「校長や教師」・「家族」が5.6%であった。

Q 9 : 当時の小学生は教育勅語を強制的に暗記させられ暗記できない場合には罰が科せられた、というイメージを持つ戦後世代は少なくないと思われる。しかし、Q 9では暗記しない場合に罰が科せられたと答えたのは12.1%にとどまった。「科せられなかった」および「みんな暗記していたので、罰せられる子どもはいなかった」の両者を合計するとおよそ8割が罰せられなかったと答えている。罰を「科せられた」という人にその内容を尋ね、結果を整理したところ、「叱責」(口頭注意)が1.0%、「強制」(居残りなどによって覚えることを強いる)が2.2%、「体罰」(たたく、廊下に立たせる、などの身体的苦痛を伴うもの)が7.6%、「その他」(修身の成績が悪くなる、など)が0.7%であった。体罰には、「ビンタ」(00068)、「教師の手帳で頭をたたかれたり、ひどい時にはスリッパでたたかれた…ひとりが暗誦できないと連帯責任でクラス全員が体罰を加えられた」(00146)というようなきびしいものもあった。アンケート用紙では具体的に「罰」を規定しなかったため、回答者によって罰の捉え方がさまざまであったと考えられる。口頭注意を受けることや、修身の成績が悪くなることを罰と考えなかった回答者は少なくないだろう。逆に言えば、罰を叱責・暗記強制・体罰・成績不振などに規定すれば、罰が科せられたと答える割合は高くなったであろう。それでも、体罰の割合は変わらなかったのではないだろうか。要するに、「無記入」を除いても9割程度の人には体罰を受けていないといえる。Q 8で校長や教師から教育勅語を暗記するように言われた割合が71.9%に及んでいたが、体罰を伴う暗記の強要はほとんどなされなかったといってよいだろう。裏返せば体罰を与える必要もないほど子どもたちが教育勅語を暗記していたということがいえるだろう。聞き取り調査で教育勅語を「自然に覚えた」と話す回答者が少なくなかったのは、小学校入学後折に触れ教育勅語を聞く中で、教師たちから罰せられるまでもなく覚えるのが当たり前であった当



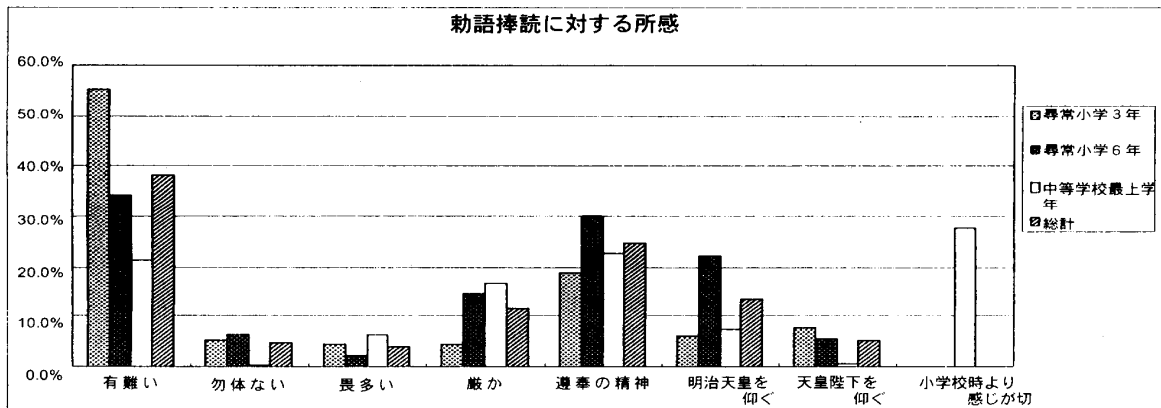
時の雰囲気窺わせる。

Q10；教育勅語の意味の説明を受けたことがあるか尋ねた。「教育勅語の意味について、誰かに聞いたことがありましたか」という質問には2つの意味合いが含まれる。ひとつは児童が誰かに勅語の意味を教えてほしいと依頼したことがあるかという質問になるし、ふたつめは依頼の有無に関係なく誰かが意味を説明してくれたことがあるかという質問になる。前者の場合には児童が説明を求めたが結果的には説明を得られなかったということもあり得るわけである。しかし選択肢の「校長から聞いた」、「教師から聞いた」、「家族から聞いた」は後者の質問に対応する表現となっているので、これらを選んだ回答者は結果的に勅語の説明を得られたと解釈したい。「誰にも聞いたことがない」には説明を求めたが得られなかったという場合と説明を求めたわけでもなくもちろん説明を受けたこともないという2通りの回答者が含まれることになる。複数回答した回答者がいたので総計は127.5%になった。教師から聞いた割合が61.6%で最も多く、次いで修身の教科書を読んで知ったのが23.4%、校長から聞いたのが14.5%、家族から8.1%であった。誰にも聞いたことがない回答者も15.8%いた。複数回答の組み合わせと割合は「教師から」・「教科書で」が7.1%で、「校長」・「教師から」が4.4%となった。「教師から」だけを選択した回答者は42.5%、「教科書で」のみは10.1%、「校長から」のみが4.7%、「家族」のみが2.3%であった。Q10に無記入の人と「その他」のみおよび「誰にも聞いたことがない」のみを選んだ人を除き、教育勅語の意味の説明を何らかの形で受けたことのある回答者の割合を出すと80.6%となった。



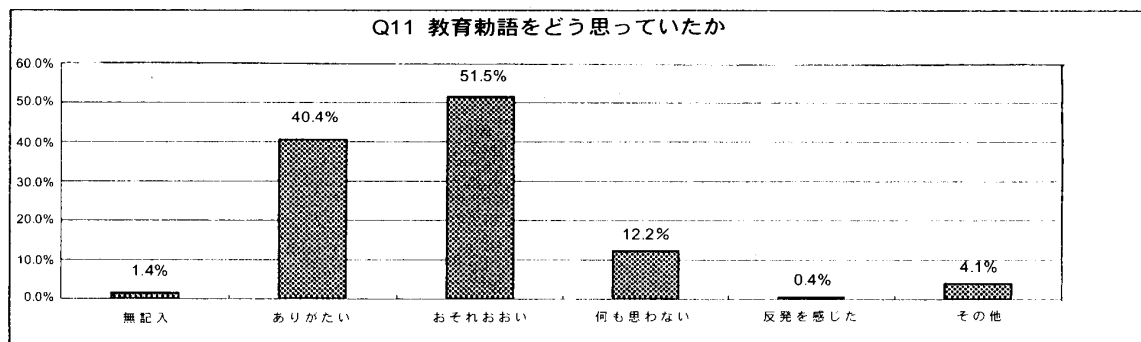
Q11；教育勅語をどのように思っていたか尋ねた。すでに亘理章三郎が同様の調査を行っている。亘理は、尋常小学校3年生、同6年生、中等学校最上学年生を対象に、勅語捧読に対する所感を尋ねてその結果をまとめている²²⁾。亘理は子どもたちに文章で書かせたので回答が多様な表現となっているが、特に目立つものをあげると、次の図のようになる。いずれの学年においても「有り難い」が最も高いが年齢が低くなるほど高い。次いで「遵奉の精神が作興する」が総計24.6%となっている。「明治天皇を仰ぐ」と「天皇陛下を仰ぐ」という似た所感を合計すれば総計18.4%となる。

本調査では捧読時の所感ではなく教育勅語そのものに対する思いを尋ねた。複数回答した回答者がいたので、総計110.0%となった。おそれおおいものだと思っていた回答者の割合が最も高く51.5%、ありがたいものだと思っていた割合が40.4%であった。反感を感じたという回答者はわずか0.4%であった。「ありがたい」と「おそれおおい」の両者を選んで回答者が200名(9.6%)いた。何も思わなかった回答者が12.2%いるのも注目さ



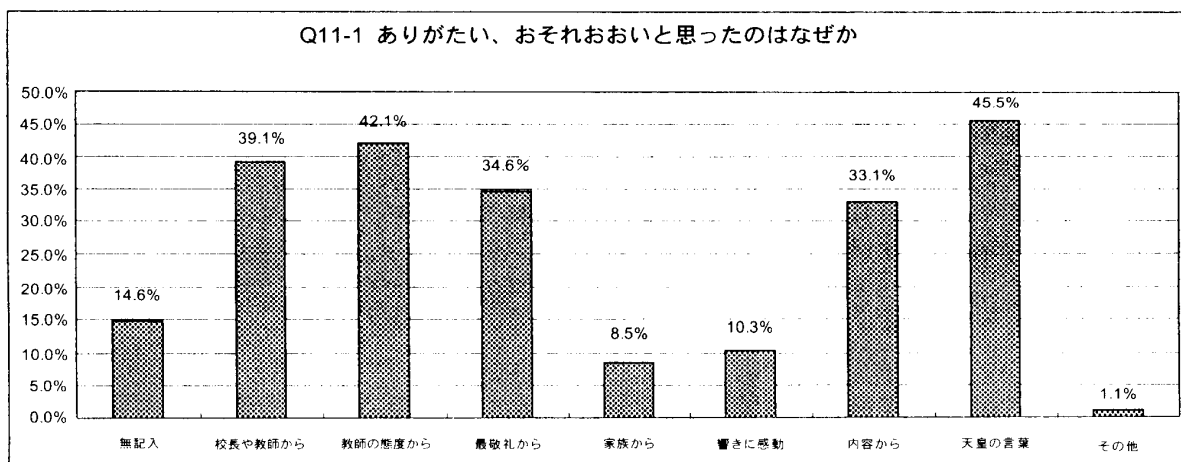
註) 互理章三郎著書553～563頁より作成。

れる。ある回答者は、「疑問や反感や感謝の気持ちをもっているわけではなく、風習でそれがあたりまえのこと、習慣のように思っていました。顔や歯を洗うのと同じみたいなものだった」(00147)と語っている。



Q11-1 ; Q11で「ありがたい」と「おそれおおい」を選択した人に対してそのように思った理由を尋ねた。選択肢⑦(教育勅語は「天皇のお言葉」だったから)を1995年以降の調査で付け加えたため、結果については1995年以降を扱うが、1994年調査を含めた全体のパーセンテージを()内に示す。複数回答可能な項目で総計は228.9%となった。「教育勅語は「天皇のお言葉」だったから」という理由がもっとも多く45.5%を占めた。次いで「校長や教師の教育勅語に接する態度がおもおもしろかったから」が42.1% (40.3%)、「校長や教師からありがたい、おそれおおいと聞かされたから」が39.1% (37.6%)、「教育勅語に対して最敬礼しなければならなかったから」が34.6% (33.5%)、「教育勅語の内容を知るとつれて大切なことが書かれていると思ったから」が33.1% (31.9%)であった。「家族からありがたい、おそれおおいと聞かされたから」はわずか8.5% (7.9%)で、Q8において教育勅語を暗記するように家族から言われた割合の低さ(5.6%)、およびQ10において教育勅語の意味を家族から聞いた割合の低さ(8.1%)と通じている。子どもにとっての教育勅語との関わりに果たした学校の役割の高さと家庭の役割の相対的な低さが改めて明らかになった。本項目の結果から注目されることは、子どもたちが教育勅語のありがたさ、おそれおおさを勅語の外的な部分で感じていたということである。「天皇のお言葉」というのは勅語の付加要素であるし、校長や教師の言動は勅語の外的状況である。勅語の内容からありがたさとおそれおおさを感じていた人の割合が他の4つの勅語の外的な面か

らありがたさおそれおおさを感じていた人の割合より12.4%から1.5%低くなっている。



6 まとめと課題

本稿で明らかになった点は次の2点である。

- ① 従来、子どもたちは教育勅語の意味を知らなかった、といわれてきたが、勅語経験者の6割は少なくとも勅語を暗記する際には「だいたいの意味」程度は知っていたと認識している。また、8割の回答者は校長・教師・家族あるいは修身の教科書を通して勅語の意味の説明を受けていた。
- ② 子どもたちは学校において教育勅語の暗記を強制された、といわれてきた。確かに、教師や校長から勅語を暗記するように言われた回答者は71.9%にのぼっており、「強制」の度合いに占める教師・校長の発言の割合は71.9%であった。(ただし、71.9%の人が教師・校長の発言を暗記の強制と捉えていたか否かは別問題である。)しかし、罰を経験あるいは見聞した人の割合は12.1%、中でも体罰については7.6%であった。換言すれば「強制」の度合いに占める体罰の割合は7.6%であった。これらのことから少なくとも言えることは、体罰を伴う強制、という言い方は一般化し得ないということである。今後の課題は以下の諸点である。本稿では年代の違いを捨象して考察を進めてきたが、年代別にみる必要がある。教育勅語を子どもたちに暗記させたと言われているが、いつごろから暗記させたのか、暗記暗誦問題はどのように展開したか、という問題を本調査結果と関連させながら考察する必要がある。教育勅語暗記と意味理解の関係をより詳しく分析する必要がある。

註

- 1) 研究史の整理は、平田論治『教育勅語国際関係史の研究』序章、風間書房、1997年を参照。
- 2) 籠谷次郎「日本近代における「教育勅語」観の諸相と変遷」、『近代日本における教育と国家の思想』、阿吡社、1994年所収、もとは『日本史研究』243号、1982年。佐藤秀夫『続・現代史資料』8（教育御真影と教育勅語1）解説、みすず書房、1994年。平田前掲註1）書。
- 3) 金田一春彦『日本語の生理と心理』89～90頁（至文堂、1962年）、綿引まさ「私の受けた戦前の教育」69～70頁（『教育』505、国土社、1989年）、山中恒「教育勅語が残してくれたもの」（『続・現代史資料』9（教育御真影と教育勅語）月報、みすず書房、1995年）、深谷昌志『親孝行の終焉』106～107頁（黎明書房、1995年）、田中克彦『言語の思想』228頁（日本放送出版協会、1989年（1975年第1刷））丸木俊『女絵描きの

- 誕生』(新潮社, 1977年), 大岡昇平「幼年」68頁(『大岡昇平全集』11, 筑摩書房, 1994年, 所収), 溝上泰子『わたしの歴史』132~136頁(ほるぷ自伝選修/女性の自画像20, 未来社, 1980年), 岡野薫子『太平洋戦争下の学校生活』57~59頁(新潮社, 1990年), 竹内途夫『尋常小学校ものがたり』68~69頁(ベネッセ, 1995年(1991年第1刷))。
- 4) 高嶋伸欣『教育勅語と学校教育』(岩波ブックレットNo174), 岩波書店, 1990年, 12頁, 27頁。
- 5) 山住正己『教育勅語』, 朝日新聞社, 1987年(1980年第1刷), 9頁。
- 6) 『教育学大事典』2, 211頁, 小瀬仁作「教育勅語」の項目, 第一法規, 1978年。
- 7) 高嶋伸欣, 前掲註4) 書, 26頁。
- 8) 後述するようにアンケート調査の方法として, 大学生に調査を依頼する方法と, 選挙人名簿から抽出した対象者にアンケート用紙を郵送する方法の2通りを用いた。前者の方法で行った調査のアンケート用紙には本文に示したような前文をつけた。後者の方法で行った調査のアンケート用紙の前文も, 時候の挨拶やアンケート用紙の返送に関する説明を入れたほかはほとんど同じ文章である。質問項目には, 方法による違いはない。
- 9) 教育勅語は第Ⅳ期国定修身教科書記載のものを載せた。『日本教科書大系』近代編第3巻修身(3), 講談社, 1962年, 268頁。
- 10) 対象者を60歳以上としたのは, 予備調査によって, 教育勅語を暗記した学年として小学校5年生という答えが最も多かったためである。すなわち, 1945(昭和20)年当時国民学校初等科5年生であった人は1994年当時60歳となる。なお, 対象者の年齢下限が調査年とともにあがったことはいうまでもない。
- 11) 回収されたアンケート用紙は無記名であり, 聞き取りレポートとは別にして整理されたため, アンケートとレポートを対照することはできないようになっている。レポートの整理番号は4桁にした。最初の2数字を生年(西暦)の下2桁とし, あとの2数字を同生年枠内での番号とした。同生年枠内での順番は調査年を優先させた。たとえば1994年調査のある回答者が大正4(1915)年生まれであれば1501として同年生まれの回答者を1502, 1503……と順不同で並べ, 次に1995年調査の大正4年生まれ(1915)の回答者を並べるといった具合である。1993年調査時のレポートは00001から00268まで5桁の番号を付した。また, 1994年以降の調査で回答者の年齢が不明の場合あるいは回答者が複数の場合には00269から5桁の番号を付した。拙稿でレポートから引用する際には引用文のあとの()内に整理番号をつけることにする。
- 12) 乙竹岩造『日本庶民教育史』, 臨川書店, 1970年(もとは目黒書店, 1929年)。
- 13) 海後宗臣『明治初年の教育』, 評論社, 1973年。
- 14) 扇田博元『独創教育への改革』, 第一書房, 1983年。
- 15) 前田一男「『少国民』の戦争体験」, 『立教大学教育学科研究年報』第29号, 1985年。
- 16) 木下秀明「質問紙の史料価値についての検討」, 『日本大学人文科学研究所研究紀要』25, 1981年, 165頁。
- 17) 堤克彦「生徒が調べた教育勅語」, 歴史教育者協議会編『日の丸・君が代・天皇・神話』, 第四章, 地歴社, 1990年(1968年初版)。
- 18) 調査者である大学生がたとえば「教育勅語にまつわる思い出にいい思い出はなかったようであり, ころよく答えてくれませんでした。教育勅語については意味もほとんど知らずにたたき込まれていたそうです。…とにかく戦時中の教育の場の思い出はあまり思い出したくなくて…」(3101)と, 回答者の非協力的な姿勢について報告する例があった。
- 19) 綿引まさ, 前掲註3), 70頁。
- 20) 山中恒, 前掲註3), 1頁。
- 21) 山住正己, 前掲註5), 4頁。
- 22) 亙理章三郎『教育勅語と学校教育』, 茗溪会蔵版, 1930年。

付 記

1994年, 山口大学教育学部教育史受講生に調査を依頼するに際して, 同大学助教授福田修氏のご協力を得た。ここに記して感謝の意を表したい。